

奈良県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十九年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
うえだクリニク	大和高田市大字大谷七五八番八〇	平成二十九年四月一日
しあわせ薬局小泉店	大和郡山市小泉町八〇八	平成二十九年四月一日
しあわせ薬局片桐店	大和郡山市新町三〇五―八六	平成二十九年四月一日
みどり薬局	北葛城郡河合町大字穴闇八四―八	平成二十九年四月一日
あおば薬局	大和高田市日之出町一―一〇	平成二十九年四月一日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八―一一	平成二十九年四月一日
あしび薬局生駒店	生駒市本町七―一一	平成二十九年四月一日
小向井歯科クリニック	生駒郡平群町北信貴ヶ丘二丁目五二四―一	平成二十九年四月一日
かまだ医院	香芝市鎌田四六四―三	平成二十九年四月一日
藤本歯科医院	宇陀市榛原榛見が丘一―一二―	平成二十九年四月一日

			調剤薬局マツモトキヨシ 真美ヶ丘店	
	キタ薬局	香芝市瓦口二二八二	香芝市真美ヶ丘六一〇 エコー ール・マミ南館二階	一〇
	ふくつじ歯科医院	大和郡山市北郡山町六三一		
かおり皮フ科	大和高田市大字大谷七五八番八	平成二十九年五月九日		